

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 齋藤 照子

本論文は18・19世紀におけるビルマの農村社会を契約社会と位置付け、その実態の解明を試みる実証研究である。借金証文などの分析を通じて、在地社会の構造を明らかにし、ビルマ近世社会論を構築することを目的としている。

本論文の特筆すべき点は多々あるが、なかでも研究に利用した史料は注目に値する。統制史料ではなく、在地社会における市井の人々が残した記録を中心に研究を行っている。具体的には、折り畳み写本など、膨大な数の在地契約文書等を徹底的に解読し、それを基礎として、当該社会の実態を明らかにし、議論を組み立てている。

また第二の特筆すべき点として、こうした在地史料を用いることで、契約社会としてのビルマ近世社会の性格を具体的に明らかにすることに成功している。本論文において実証研究の中心をなす第三章・第四章の人身抵当証文の分析、ならびに第五章・第六章での農地抵当証文の分析は、いずれも多数の事例を基盤とした分析であり、これら4つの章を通じて、借金の担保が人から土地へと移り変わったことを無理なく証明する。さらに、第七章、第八章および補章においては、豊富な事例をもとに、紛争処理のプロセスを分析することで、私人間の契約について、実効性を担保する社会的仕組みを明らかにしている。

かくして、本論文は、18世紀から19世紀にかけてのビルマ農村社会に、独自の契約概念に基づいた社会が成立していたこと実証するとともに、そうした契約社会が変容しつつあったことも示した。多数の在地史料を丹念に解読したことを考えると、本論文はアジア地域社会が残した史料の重みを実感させる優れた実証研究の集成であり、歴史学としても、地域研究としても賞賛に値する研究であるといえる。

もっとも本論文には改良の余地がないわけではない。例えば、国家の在り方を含めたビルマ近世社会の全体像を提示するには至っていないことを挙げることができよう。あるいは、ビルマ史における近世という時代区分を提示するが、同時代のアジアや世界のなかで、この時代区分が、いかなる意味を持っているのかは必ずしも明確となっていないことも指摘可能である。しかしながら、このような改良の余地は、本論文の学術的評価を決して低めるものではない。むしろ、本論文で示された研究成果は世界的に見て現在のビルマ史研究の最先端にあり、上述の改良の余地とは、学界に投げかけられた今後の課題というべきである。したがって、本審査委員会は全員一致して、本論文が博士(文学)の学位を授与するに値するものであるとの結論に達した。